

視聴覚教育・情報教育功労者表彰要項

平成13年1月6日
文部科学大臣決定
一部改正 平成23年4月8日

1 趣 旨

多年にわたり、学校教育又は社会教育における視聴覚教育・情報教育の振興に功績のあった者を文部科学大臣が表彰し、もって今後の視聴覚教育・情報教育の発展に資する。

2 表彰の基準

表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 次の各号の一に該当すること。

- ①学校又は地域における視聴覚教育・情報教育の実践、普及又は研究開発に尽力し、視聴覚教育・情報教育の振興に顕著な功績のあった者
- ②全国的な視聴覚教育・情報教育関係団体において、その活動の推進、運営の改善等に功績のあった者
- ③その他教育の情報化の推進に特に功績があった者

(2) 視聴覚教育・情報教育の振興に携わった年数が通算10年以上あること。

3 被表彰者数

50人程度とする。

4 候補者の推薦

候補者の推薦は、別に定める候補者推薦要領により、都道府県教育委員会及び視聴覚教育・情報教育関係団体が行う。

5 被表彰者の決定

被表彰者は、上記4によって推薦された候補者の中から文部科学大臣が決定する。

6 表彰の方法

別記様式による文部科学大臣表彰状を授与する。なお、被表彰者として決定した者が当該表彰前に死亡した場合には、その遺族に表彰状等を授与することができるものとする。

7 表彰の時期

毎年、原則として9月に行う。

8 表彰の取消し

次の(1)又は(2)に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰候補者調書、功績調書及び履歴書に不実の記載があったとき
- (2) 被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき